

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年6月1日現在)

- 入院基本料について
  - 1) 2階一般病棟  
障害者施設等入院基本料を算定しております。  
入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
  - 2) 3階療養病棟  
病室により、二種別の病床機能体制となっております。  
一つは地域包括ケア入院医療管理料2を算定しております。  
入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。  
入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。  
もう一つは療養病棟入院基本料Iを算定しております。  
入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置しております。  
入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
  - 3) 4階療養病棟  
療養病棟入院基本料Iを算定しております。  
入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置しております。  
入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について  
当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。
- 入院時食事療養等について  
当院は、入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。  
入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。
- 明細書発行体制について  
医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行については、患者さんご自身で発行の有無を選択できます。  
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。  
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名前が記載されるものですので、その点、ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について  
当院の基本診療料、特掲診療料に係る施設基準の届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照ください。
- 保険外負担に関する事項  
当院では、個室使用料、病衣使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。
  - 1) 保険外併用療養費  
別掲の特別の療養環境の提供についてをご参照ください。
  - 2) 療養の給付と直接関係ないサービス  
別掲の保険外料金一覧表をご参照ください。
- 医療情報取得について  
当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。
- 一般名処方について  
当院において一般名処方を行う場合は、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんへ十分説明をいたします。